

国民健康保険財政の赤字額の見通し

年度		平成28年度決算	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<b>A案</b> ・初年度に二方式に移行 ・3年で赤字半減 ・毎年平均8.4%増税	赤字額	720,000千円	612,000千円(▲15%)	504,000千円(▲30%)	360,000千円(▲50%)
	最大増額		+224,800円	+245,500円	+269,500円
	平均増額		+27,266円	+32,416円	+37,948円
	1世帯当たり(28年度比)	141,993円	169,259円(+19.20%)	174,409円(+22.83%)	179,941円(+26.73%)
	基盤安定負担金増減		+37,990千円	+58,682千円	+79,199千円
<b>B案</b> ・段階的に二方式に移行 ・3年で赤字半減 ・毎年平均8.4%増税	赤字額	720,000千円	612,000千円(▲15%)	504,000千円(▲30%)	360,000千円(▲50%)
	最大増額		+175,400円	+226,000円	+269,500円
	平均増額		+26,644円	+32,026円	+37,948円
	1世帯当たり(28年度比)	141,993円	168,637円(+18.76%)	174,019円(+22.55%)	179,941円(+26.73%)
	基盤安定負担金増減		+37,902千円	+59,143千円	+79,199千円
<b>A案改</b> ・初年度に二方式に移行 ・3年で赤字10%削減 ・毎年平均2.9%増税	赤字額	720,000千円	918,000千円(+28%)	798,000千円(+11%)	646,000千円(▲10%)
	最大増額		+144,200円	+178,100円	+196,900円
	平均増額		+4,728円	+11,284円	+17,798円
	1世帯当たり(28年度比)	141,993円	146,721円(+3.33%)	153,297円(+7.95%)	159,791円(+12.53%)
	基盤安定負担金増減		+16,740千円	+37,432千円	+57,949千円
<b>B案改</b> ・段階的に二方式に移行 ・3年で赤字10%削減 ・毎年平均2.9%増税	赤字額	720,000千円	918,000千円(+28%)	798,000千円(+11%)	646,000千円(▲10%)
	最大増額		+59,700円	+139,100円	+196,900円
	平均増額		+4,084円	+10,926円	+17,798円
	1世帯当たり(28年度比)	141,993円	146,077円(+2.88%)	152,919円(+7.69%)	159,791円(+12.53%)
	基盤安定負担金増減		+15,891千円	+37,333千円	+57,949千円
<b>C案</b> 現行方式	赤字額	720,000千円	918,000千円(+28%)	798,000千円(+11%)	646,000千円(▲10%)
	最大増額		+32,300円	+67,700円	+103,600円
	平均増額		+3,905円	+10,678円	+17,115円
	1世帯当たり(28年度比)	141,993円	145,898円(+2.75%)	152,671円(+7.52%)	159,108円(+12.05%)
	基盤安定負担金増減		+14,986千円	+34,560千円	+53,959千円

※1 ここでの30~32年度の「赤字額」とは、繰越金や法定外繰入金を除いた「単年度収支」の見込額。 ※2 最大(平均)増額は平成29年度課税との開差。 ※3 1世帯当りは1世帯あたり調定額。平成28年度の1世帯当たり課税額(出納閉鎖時点の現年度課税額(過新分除く)を3月31日時点の被保険者数で除した値)との比較。

平成30年度以降の国民健康保険税率・額 (案)

年度			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
赤字半減	A案	医療分	所得割率 5.90% 資産割率 33.0% 均等割額 11,000 円 平等割額 16,000 円	所得割率 8.92%  均等割額 27,400 円	所得割率 8.83%  均等割額 29,700 円	所得割率 8.78%  均等割額 32,100 円
	B案	医療分	同上	所得割率 8.08% 資産割率 22.0% 均等割額 20,000 円 平等割額 10,800 円	所得割率 8.36% 資産割率 11.0% 均等割額 25,700 円 平等割額 6,000 円	同上
赤字削減	A案改	医療分	同上	所得割率 6.81% 均等割額 23,600 円	所得割率 6.89% 均等割額 25,900 円	所得割率 6.95% 均等割額 28,300 円
	B案改	医療分	同上	所得割率 6.00% 資産割率 22.0% 均等割額 16,100 円 平等割額 10,800 円	所得割率 6.44% 資産割率 11.0% 均等割額 21,800 円 平等割額 6,000 円	同上
	現行方式 (C案)	医療分	同上	所得割率 5.67% 資産割率 33.0% 均等割額 12,400 円 平等割額 16,000 円	所得割率 5.77% 資産割率 33.0% 均等割額 14,500 円 平等割額 16,000 円	所得割率 5.82% 資産割率 33.0% 均等割額 16,700 円 平等割額 16,000 円
A~C案 共通	後期支援分		所得割率 2.10% 均等割額 6,000 円	所得割率 2.10% 均等割額 7,000 円	所得割率 2.10% 均等割額 8,000 円	所得割率 2.10% 均等割額 9,000 円
	介護分		所得割率 1.00% 均等割額 9,600 円	所得割率 1.20% 均等割額 10,600 円	所得割率 1.40% 均等割額 11,600 円	所得割率 1.60% 均等割額 12,600 円
応能 割合	医療分		67%	66%	64%	62%
	後期支援分		69%	68%	65%	62%
	介護分		50%	53%	54%	54%
現年度分予定収納率			<b>89.84%</b>	<b>88.8%</b>	<b>88.57%</b>	<b>88.15%</b>

各案のメリットとデメリット

視点	低所得者対策	平均増加額	最大増加額	年齢階層別影響	保険財政
A案改	× 所得100万円以下の低所得世帯で4,000円から7,000円の減税	× 平均増額はB案改とほぼ同じだが、増える人の平均は、+18,385円と高い。	× 最も増える人は+144,200円と高額になってしまう。	× 30歳台から40歳台に急激で大きな負担	○ 早期に2方式化することで基盤安定負担金という国県の負担金が100万円ほど多い
B案改	◎ 所得100万円以下の低所得世帯で1,000円程度の減税~160円の増税	◎ 平均増額(減る人を含む)は+4,084円と安い。増える人の平均は+6,275円	◎ 最も増える人は+59,700円程度。	◎ 子育て世代である30~40歳台の負担増を抑制	○ 徴収対策の観点からは、変更は緩やかな方が、収納率の落ち込みが低い
コメント	今回の改革は減税を図るものではなく、増え幅も減り幅もなるべく少ない方が望ましい。	増える人の平均は少ない方がよい	B案の増額幅は10万円を超えて高額であり、市民の理解を得るのが困難	どちらの案も高齢者の負担は少ない。現役世代の負担増をどう抑制するかが焦点	

低所得層への影響（金額）等 (1世帯当たり増減)

年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	備考
所得0円超、33万円以下世帯への影響	A案改	▲7,126円	▲5,276円	▲3,387円	・A案改、B案改は資産割の段階的廃止の影響でマイナスになる人が多い（主に中高年齢層）
	B案改	▲856円	▲1,920円	〃	
	C案	+1,837円	+3,836円	+5,907円	
所得100万円以下世帯への影響	A案改	▲4,153円	▲1,373円	+1,436円	・A案は一気に資産割を廃止するため、マイナスが大きい
	B案改	+161円	+898円	〃	
	C案	+2,272円	+5,153円	+8,067円	
所得100万円を超え所得150万円以下の世帯への影響	A案改	+3,454円	+9,897円	+16,358円	
	B案改	+3,505円	+9,763円	〃	
	C案	+3,893円	+10,498円	+16,873円	
所得150万円を超え所得200万円以下の世帯への影響	A案改	+6,737円	+14,790円	+22,848円	・A案は低所得下位層～所得ゼロ層で多く減るが、低所得上位層～中間所得では他案よりも負担が増える
	B案改	+4,904円	+13,609円	〃	
	C案	+4,614円	+12,920円	+20,853円	
増える人の平均	A案改	+18,385円	+19,644円	+25,837円	・A案は一気に資産割を廃止するため、増えるのは主に資産のない人
	B案改	+6,275円	+15,745円	〃	
	C案	+3,984円	+10,678円	+17,115円	
減る人の平均	A案改	▲14,343円	▲27,411円	▲28,426円	・A案は一気に資産割を廃止するため、減るのは主に資産のある人
	B案改	▲7,092円	▲16,446円	〃	
	C案	▲1,033円	0円	0円	

低所得世帯への影響を考えると、所得100万円未満の層では、A案改とB案改が低所得者に配慮された金額となっている。マイナスとなっているのは、「所得割が（あまり）かからないが、資産割がかかる世帯」において、「資産割がなくなった上に、所得割が増えない」ことの影響である。反対に、初年度に現行の四方式を堅持したまま増税を図るC案は、低所得世帯への影響が大きい。

国民健康保険税率(額)を「B案改」により改正した場合の調定額の県内順位(他市が据え置いた場合)

現状			平成30年度		平成31年度		平成32年度	
市名	収納率	調定額(順位)	市名	調定額(順位)	市名	調定額(順位)	市名	調定額(順位)
八潮市	85.43%	186,726円 (1位)	八潮市	186,726円 (1位)	八潮市	186,726円 (1位)	八潮市	186,726円 (1位)
蓮田市	93.47%	170,086円 (2位)	蓮田市	170,086円 (2位)	蓮田市	170,086円 (2位)	蓮田市	170,086円 (2位)
朝霞市	88.16%	168,217円 (3位)	朝霞市	168,217円 (3位)	朝霞市	168,217円 (3位)	朝霞市	168,217円 (3位)
所沢市	87.28%	167,343円 (4位)	所沢市	167,343円 (4位)	所沢市	167,343円 (4位)	所沢市	167,343円 (4位)
東松山市	94.42%	165,741円 (7位)	東松山市	165,741円 (7位)	東松山市	165,741円 (7位)	東松山市	165,741円 (7位)
志木市	91.77%	163,278円 (9位)	志木市	163,278円 (9位)	志木市	163,278円 (9位)	志木市	163,278円 (9位)
さいたま市	90.08%	158,623円 (13位)	さいたま市	158,623円 (13位)	さいたま市	158,623円 (13位)	富士見市 (B案改32年度)	159,791円 (13位)
和光市	91.43%	155,022円 (14位)	和光市	155,022円 (14位)	和光市	155,022円 (14位)	さいたま市	158,623円 (14位)
ふじみ野市	86.94%	153,079円 (18位)	ふじみ野市	153,079円 (18位)	ふじみ野市	153,079円 (18位)	和光市	155,022円 (15位)
飯能市	93.14%	151,445円 (20位)	飯能市	151,445円 (20位)	富士見市 (B案改31年度)	152,919円 (19位)	ふじみ野市	153,079円 (19位)
新座市	88.73%	147,943円 (24位)	新座市	147,943円 (24位)	飯能市	151,445円 (20位)	飯能市	151,445円 (21位)
川越市	90.16%	145,302円 (25位)	富士見市 (B案改30年度)	146,077円 (25位)	新座市	147,943円 (25位)	新座市	147,943円 (25位)
日高市	92.69%	143,799円 (26位)	川越市	145,302円 (26位)	川越市	145,302円 (26位)	川越市	145,302円 (26位)
三芳町	94.45%	141,839円 (-位)	日高市	143,799円 (27位)	日高市	143,799円 (27位)	日高市	143,799円 (27位)
富士見市	89.79%	140,878円 (30位)	三芳町	141,839円 (-位)	三芳町	141,839円 (-位)	三芳町	141,839円 (-位)
鶴ヶ島市	92.09%	139,186円 (31位)	鶴ヶ島市	139,186円 (31位)	鶴ヶ島市	139,186円 (31位)	鶴ヶ島市	139,186円 (31位)
坂戸市	89.04%	134,666円 (35位)	坂戸市	134,666円 (35位)	坂戸市	134,666円 (35位)	坂戸市	134,666円 (35位)
蕨市	86.60%	117,001円 (40位)	蕨市	117,001円 (40位)	蕨市	117,001円 (40位)	蕨市	117,001円 (40位)

現状の収納率、調定額は、一人当たりの調定額(平成27年度実績(平成28年度保険料(税)に関する実態調査(埼玉県国民健康保険団体連合会編)による))。順位は40市中。